

NAC湯村 指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人共生会が開設するNAC湯村指定居宅介護支援事業所(以下、「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業所(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設への紹介等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努め、主治医等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行い、要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合、地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講ずる。
 - 5 利用者の要介護認定に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な支援を行う。
 - 6 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するように常に研鑽に努め、被保険者に公正中立に対応し、正しい調整を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 NAC湯村指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 山梨県甲府市湯村三丁目15番13号
(介護老人保健施設NAC湯村内 1階)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上(常勤職員)

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成及び居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始は除く。

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 居宅訪問

介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援をする上で、解決しなければならない課題の把握及び分析を行う。

(2) 課題分析

課題の把握について使用する課題分析票は全国社会福祉協議会・在宅版ケアプラン作成方法検討委員会作成の「居宅サービス計画ガイドライン」に準拠したアセスメント票を用いる。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

介護支援専門員は、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。

(4) 説明

利用者等に対し、前6ヶ月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、「訪問介護等」という。)が位置づけられた居宅サービス計画の占める割合、前6ヶ月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合につき、説明を行い、同意を得るものとする。

(5) サービス担当者会議

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるた

め、当該計画原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を次に掲げる場合に開催する。また、この会議は、参加者の同意を得て、テレビ電話等を使用し開催する場合もある。

1. 新規に要介護認定を受けた場合
2. 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
3. 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合

(6) 居宅サービス計画原案の内容説明及び同意

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(7) 居宅サービス計画の交付

介護支援専門員は、居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス提供事業者の担当者に交付するものとする。

(8) 実施状況の把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するために、月に1回程度居宅を訪問し、居宅サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう支援を行うとともに、少なくとも一月に一回、実施状況の把握の結果を記録する。

(9) 居宅サービス計画の変更

介護支援専門員は、居宅サービス計画の変更をする場合、第1項から7項に規定する業務を行うこととする。

(10) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

(11) 介護支援専門員は、第1項から3項のことについて、利用者又はその家族に対して事前に文書で理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(12) 次条の事業実施地域を超えて指定居宅介護支援等に要した交通費は、超えた地点より片道1kmごとに200円を徴収する。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の実施地域は、下記の小学校区域とする。

池田、新紺屋、朝日、北新、千塚、羽黒、千代田、敷島、敷島北、敷島南

(その他運営についての留意事項)

第8条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者としての雇用契約の内容とする。

- 4 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供により、利用者本人に事故が発生した場合、速やかにご家族、管理者および保険者並びに利用中の介護サービス事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 5 事業所において、次に掲げる措置を行う。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業者への周知徹底を図り、虐待防止のための研修を定期的で開催する。
 - (2) 感染症防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業者への周知徹底を図り、感染症防止のための研修を定期的で開催する。
 - (3) 感染症防止または非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じ、その計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。また、定期的に業務継続計画を見直す。
 - (4) 適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行う。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については共生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、2004年 1月16日から施行する。
- この規程は、2005年 4月16日から施行する。
- この規程は、2003年 9月 1日から施行する。
- この規程は、2011年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2016年 6月 1日から施行する。
- この規程は、2021年 7月 1日から施行する。